

令和4年度 町民税・県民税

特別徴収のしおり



同封書類をご確認ください。

1. 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)
2. 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)
3. 町民税・県民税特別徴収税額納入書つづり

特別徴収事務についての連絡先

岐阜県 御嵩町役場
税務課 課税係

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

電話 0574-67-2111 内線2151, 2154

このしおりは再生紙を使用しています。

特 別 徴 収 義 務 者 様

町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、格別なるご理解とご協力をいただきまして心から厚くお礼申し上げます。

つきましては、先にご提出いただきました給与支払報告書等により計算しました本年度の町民税・県民税について、貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただき、本年度の税額通知書等を別紙のとおりお届けいたしますので、下記事項を参照のうえ、なお一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

岐 阜 県 可 児 郡 御 嵩 町 長

<目 次>

1. 特別徴収の事務取扱いについて	1
●納入場所(払込みができる金融機関)	3
2. 退職所得に係る特別徴収の取扱いについて	4
3. ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	5
4. 納入書の記入・取扱いについて	6
5. 特別徴収税額の納期の特例について	7
●特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	8
●特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書	9
6. 異動届出書等の記入・取扱いについて	10
●給与所得者異動届出書	(3部)
●特別徴収切替依頼書	(2部)
●特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	(1部)

※枚数が足りない場合は
複写してご使用ください。

1. 特別徴収の事務取扱いについて

1) 町民税・県民税の特別徴収事務について

納税者の便宜をはかるため、地方税法第321条の5及び御嵩町町税条例第32条の2の2の規定によって、給与所得者(納税者)の町民税・県民税を12回に分け(6月から翌年5月まで)、毎月給与の支払われるときに差し引いてその月分を一括納入していただくことを**特別徴収**といいます。

なお、町民税・県民税の分割方法として、均等割のみの方及び年税額が均等割相当額以下の方は、第1回分(6月分)に金額を徴収し、納入してください。

2) 特別徴収義務者について

地方税法第321条の4第1項及び御嵩町町税条例第32条の3第1項の規定によって指定された給与の支払者を特別徴収義務者といいます。

特別徴収義務者に指定されますと、**【町民税・県民税特別徴収税額の通知書】**等が送達され、当町が賦課した町民税・県民税について特別徴収の義務が発生します。

3) 関係書類等を受け取られましたら

まず、その内容をお確かめください。

- ①税額の通知書等に記入された指定番号は、貴事業所を表示したものです。**当町へ提出される特別徴収事務関係書類、照会等には必ずこの指定番号をお知らせください。**
- ②同封の**【給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の通知書(納税義務者用)】**は、速やかに納税者本人にお渡しください。退職その他の理由でお渡しできない場合は、**【給与所得者異動届出書】**を付けてお返しください。

4) 月割額の徴収及び納入期限

【特別徴収税額の通知書】の月割額を、6月から翌年5月まで、給与の支払をされるときに毎月その月分を徴収してください。

徴収した特別徴収税額は、翌月10日(10日が金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局の休業日にあたる場合は、10日以降で最初の

営業日)までに納入してください。

なお、取扱金融機関(納入場所)については3ページを、納入書の記入・取扱いについては6ページをご覧ください。

5)退職・休職・転勤等の手続きについて

納税義務者が異動(退職・休職・転勤等)されて給与の支払を受けなくなったときは、【給与所得者異動届出書】に必要事項を記入のうえ、その事由の発生した月の翌月10日までに提出してください。

異動届出書を作成の際は、「異動届出書等の記入・取扱いについて(10ページ)」を参照のうえ、記入漏れがないよう正確に記入してください。 **なお、異動届出書の提出が遅れますと、督促状が発送されますのでご注意ください。**

6)退職等に係る未徴収税額の徴収について

①6月1日から12月31日の間に退職等された場合

退職者本人から、翌月分以降の残りの税額を一括徴収されたい旨の申し出があれば、これを一括徴収し、徴収した月の翌月10日までに合算して納入してください。

②1月1日から4月30日の間に退職等された場合

退職者本人からの申し出がなくても、地方税法の規定により**必ず一括徴収し**、合算して納入してください(5月31日までの間に支払われるべき給与・退職手当等が残りの税額よりも少ない場合を除く)。

7)特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額に誤りがあった場合、またはこれを変更する必要がある場合は、【給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)】及び【給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)】をお送りしますので、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。納入すべき金額が、納入書の「納入金額(1)」欄の税額と異なることとなりますが、**納入書は再送付しませんので、納入書の金額を訂正のうえ納入してください。**

なお、納税義務者用は本人に交付してください。

8)月割額を滞納した場合

特別徴収義務者が月割額を納期限までに納入されないときは、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円

未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)))で、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて計算した延滞金額を加算して納入していただくかなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

また、督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることになりますので、納期限までに必ず納入してください。

9) 審査請求

特別徴収義務者と納税義務者にお届けした税額通知書に記載されたことがらについて不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

10) 納入場所

十六銀行	東濃信用金庫	めぐみの農業協同組合	大垣共立銀行
岐阜信用金庫	岐阜商工信用組合	ゆうちょ銀行・郵便局	

(令和4年4月現在)

※ ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者は、5ページの【指定通知書】に利用されるゆうちょ銀行名・郵便局名をご記入の上、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 事業所の銀行口座からの口座振替は実施していません。金融機関によっては、地方税納付サービスを取り扱っている場合があります。お取引先の金融機関にお問い合わせください。

2. 退職所得に係る特別徴収の取扱いについて

退職所得(退職手当、一時恩給及びこれらの性質を有する給与)に対する町民税・県民税は、所得税の取扱いと同様に他の所得と区分して、退職手当を支払う月に特別徴収してください。

1) 納税義務者

退職した年の1月1日現在、御嵩町に住所を有する人。

2) 税額の計算

①退職所得控除額、勤続年数の計算は、所得税の取扱いと同様です。

②税額の計算は、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」により計算してください。

※ 税額の計算で不明な点がありましたら、ご連絡ください。

※ 「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」が必要な場合は、申し出てください。

3) 納入について

退職手当等にかかる特別徴収税額は、給与分とあわせて【特別徴収納入書】で翌月10日までに納入してください。

なお、納入書は「退職所得分」の欄に退職所得の税額を記入し、かつ、裏面の【町民税・県民税納入申告書】に必要事項を必ず記入してください。

3. ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

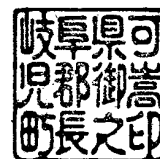
特別徴収義務者が納入金の納入にゆうちょ銀行・郵便局を指定される場合は、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局を町が指定しなければなりませんので、右の【指定通知書】に利用されるゆうちょ銀行名・郵便局名を記載し、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用のゆうちょ銀行・郵便局は本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

令和 年 月 日

様

岐阜県可児郡御嵩町長



指 定 通 知 書

貴行(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当町の町民税・県民税(特別徴収税額)の取扱店に指定しましたので通知します。

記

- | | |
|-------------|----------------|
| 1. 認可又は承認番号 | |
| 2. 口座番号 | 00820-1-960102 |
| 3. 加入者の名称 | 御嵩町会計管理者 |
| 4. 取りまとめ局 | 名古屋貯金事務センター |

4. 納入書の記入・取扱いについて

当町では、町税収納事務を電算処理で行っていますので、特別徴収納入書はOCR(光学文字読み取り装置)用の納入書となっています。したがって、納入書の取扱いについては、次のことに十分ご配慮くださいますようお願いいたします。

1) 納入書の書き方

お送りした納入書には、6月から翌年5月までの税額が印字されているもの(12枚)と、白紙のもの(2枚)があります。

①納入すべき金額が、印字された税額と同じ場合……何も記入せずにそのまま使用してください。

②納入すべき金額が、印字された税額と異なる場合……「納入金額(2)」欄の「給与」と「合計額」欄に納入する金額を記入してください。

③退職所得にかかる税額をあわせて納入する場合……「退職所得分」欄にも記入をし、「合計」欄にあわせた金額を記入してください。なお、この場合においては、**裏面の納入申告書**に必要事項を必ず記入してください。

2) 記入上の留意点

- ①黒のボールペン又はペンで記入してください。
- ②納入通知書は、折ったり汚したりしないでください。
- ③数字を記入する場合は、枠から出ないように中央に記入し、字体は標準字体をお願いします(数字記入例を参照)。
- ④「納入金額(2)」欄の「給与」欄等に記入する数字の頭に、記号(¥)は記入しないでください。



5. 特別徴収税額の納期の特例について

給与等の支払を受ける者が常時10人未満(御嵩町内・町外在住にかかわらず)である特別徴収義務者は、町長に【**特別徴収税額の納期の特例に関する申請書**】を提出し、承認された場合には給与等の支払の際に徴収した町民税・県民税特別徴収税額を次に掲げる期日までに納入することができます。

(「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということで、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合には、その人数を除いた人数が9人までのことをいいます)。

1) 給与の特別徴収期間と納期限

■6月から11月までの特別徴収期間………12月10日まで(11月分の納付書を使用)

■12月から翌年5月までの特別徴収期間………翌年6月10日まで(翌年5月分の納付書を使用)

(12月10日又は6月10日が金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局の休業日にあたる場合は、それぞれの日以降の最初の営業日)

2) 注意事項

①納期の特例が承認された場合には承認通知書を送付しますので、これに記載された月分から特例が適用されます。

②納期の特例にかかる申請をされても、滞納や納入遅延がある場合は承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。

③納期の特例の承認後、給与等の支払を受けるものの人員が条件の限度を超えることとなった場合(常時10人以上になった場合)は、【**特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書**】を提出してください。

④納期の特例が承認された場合でも、納税義務者が異動(退職・休職・転勤等)した場合は、【**給与支払報告・特別徴収に係る給与と所得者異動届出書**】を、その事由が生じた月の翌月10日までに必ず提出してください。

⑤納期の特例は、退職手当等にかかる特別徴収にも適用されます。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

岐阜県可児郡御嵩町長 様 令和 年 月 日提出			申請者	住 所 (所在地)		特別徴収義務者 指 定 番 号	
				氏 名 (名 称)		担当者	氏名 電話
				法人番号又は個人番号			
				代表者			
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認の申請をします。							
特例の適用を受けようとする税額				令和 年 月分 以後の町民税・県民税特別徴収税額			
申請の日前6ヵ月間の各月の給与の支払を受けた者の人員（臨時勤務者の人数をカッコ内に内書きしてください）				年 月分	(人) 人	年 月分	(人) 人
				年 月分	(人) 人	年 月分	(人) 人
				年 月分	(人) 人	年 月分	(人) 人
現に徴税の滞納があり、又は最近において遅延の事由がある場合において、それがやむを得ない理由によるときはその理由の詳細				本申請書を提出する日以前 1 年以内に納期特例の承認の取消通知を受けたことの有無		有 ・ 無 (いずれかを○で囲む)	
処理欄	課長	係長	担当者	決定事項		調査事項	
				承認	却下		

■ 申請書の各欄は、ボールペン又はペンで記入してください。
 ■ 太枠の中のみ記入してください。

特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

岐阜県可児郡御嵩町長 様 令和 年 月 日提出				申請者	住 所 (所在地)		特別徴収義務者 指 定 番 号		
					氏 名 (名 称)		担当者	氏名	
					法人番号又は個人番号				電話
					代表者				
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことを次のとおり届出します。									
この届出書を提出する日における給与等の支給人員					人				
納期の特例の要件に該当しなくなったことの理由									
処理欄	課長	係長	担当者						

注意事項1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2の規定する納期の特例の承認の効力が失われることになります。

注意事項2. この届出書を提出した場合には、提出の日の属する月以前の各月に徴収すべき特別徴収税額については、提出の日の属する月の翌月10日が納期限となります(翌月10日が金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局の休業日にあたる場合は、10日以降で最初の営業日)。
 例えば3月15日に本届出書を提出した場合は、12月から3月までの分を4月10日までに納入していただくことになります。

6. 異動届出書等の記入・取扱いについて

1) 給与所得者異動届出書

■ **【給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)】**に名前のある者で、異動(退職・休職・転勤等)があった場合は、**【特別徴収に係る異動届出書】**を翌月10日までに必ず提出してください。

この場合、異動が生じた日の属する月の月割額まで徴収してください。

■ 給与支払報告書を提出した者のうち、異動(退職・休職・転勤等)により4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者があるときは、**【給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書】**を、4月15日までに必ず提出してください。

2) 特別徴収切替依頼書

年度途中で特別徴収への切替を希望する者があるときは、**徴収開始希望月の前月10日までに【特別徴収切替依頼書】**を提出してください。

なお、この用紙は複写してご使用ください。

3) 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

事業所の所在地や名称に変更があったときは、速やかに**【特別徴収義務者所在地・名称変更届出書】**を提出してください。

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

岐阜県可児郡御嵩町長 様 年 月 日提出			給与支払者 〔特別徴収者〕 〔義務者〕		所在地		〒										特別徴収義務者 指定番号			
					フリガナ												担連 当 者 先			
					氏名又は名称		一個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載										氏 名			
					個人番号 又は法人番号												電 話			
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法						
	氏 名																			
	生年月日	年 月 日																		
	個人番号																			
	受給者番号							円	月から 月まで	円	月から 月まで	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. その他 { 事由・理由 }		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 ※1または2の場合は必ず 以下も記入してください					
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住 所																				

[illegible]

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
未徴収税額を給与から一括徴収し、事業者が納入します。 1月1日から4月30日までに退職した場合は、必ず一括徴収してください。	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	

3. 普通徴収の場合	備考欄	
本人が納付します		

※異動後の未徴収税額の徴収方法の記載が無い場合は、普通徴収へ切り替えます。
 ※(ア)～(ウ)の記載が無い場合は、届出があった時点で支払いが確認できるものまでを「現年度」の「徴収済額」として計算します。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-----	----------------------------

岐阜県可見郡御嵩町長 様 年 月 日 提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											担 連 当 絡 者 先	所 属		
			氏名又は名称												氏 名		
			個人番号 又は法人番号														←個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. その他 (事由・理由)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 ※1または2の場合は必ず 以下も記入してください							
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住 所																	

1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要						
新(特別徴収義務者) しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒 (新規) 法 人 番 号 _____										担 当 者 連 絡 先	所 属							
	所 在 地												氏 名							
	フリガナ												電 話					内線()		
	氏名又は名称																			

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。			
未徴収税額を給与から一括徴収し、事業者が納入します。 1月1日から4月30日までに退職した場合は、必ず一括徴収してください。		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					
		円					

3. 普通徴収の場合		備考欄
本人が納付します		

※異動後の未徴収税額の徴収方法の記載が無い場合は、普通徴収へ切り替えます。
※(ア)～(ウ)の記載が無い場合は、届出があった時点で支払いが確認できるものを「現年度」の「徴収済額」として計算します。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-----	----------------------------

岐阜県可見郡御嵩町長 様 年 月 日 提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所 在 地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ											担 連 当 絡 者 先	所 属		
			氏名又は名称												氏 名		
			個人番号 又は法人番号														←個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. その他 (事由・理由)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 ※1または2の場合は必ず 以下も記入してください							
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住 所																	

1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要						
新(特別徴収義務者) しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒 (新規) 法 人 番 号 _____										担 当 者 連 絡 先	所 属							
	所 在 地												氏 名							
	フリガナ												電 話					内線()		
	氏名又は名称																			

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。			
未徴収税額を給与から一括徴収し、事業者が納入します。 1月1日から4月30日までに退職した場合は、必ず一括徴収してください。		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					
		円					

3. 普通徴収の場合		備考欄
本人が納付します		

※異動後の未徴収税額の徴収方法の記載が無い場合は、普通徴収へ切り替えます。
※(ア)～(ウ)の記載が無い場合は、届出があった時点で支払いが確認できるものを「現年度」の「徴収済額」として計算します。

特別徴収切替依頼書

※処理欄	現年度	新年度	

岐阜県可児郡 御嵩町長 様 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 給与支払者	住 所 (所在地)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏 名 (名称)											担 当 者	係	
		法人番号又は 個人番号												氏名	
			法人番号又は 個人番号											電話	

次の納税者について、____月分より特別徴収を希望します。

										御嵩町で作成した納入書は(必要・不要)です				
住 所	〒										普通 徴 収 税 額 円	第1期	円	
フリガナ												第2期	円	
氏 名												第3期	円	
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日								第4期	円	
納税通知書の 通知書番号											納付済税額	円 (第 期まで)		

< 注意事項 >

- 普通徴収から特別徴収への切替の場合は、本人が既に納付書で納めた金額を必ずご確認ください。(二重納付になることがあります。)
- 特別徴収の開始を希望する月の前月の10日までに提出してください。なお、お急ぎの場合は税務課課税係までお電話ください。
- 普通徴収の納期限が経過した分については特別徴収に切り替えることができません。
- 当依頼書は、複写してご使用ください。

特別徴収切替依頼書

※処理欄	現年度	新年度	

岐阜県可児郡 御嵩町長 様 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 給与支払者	住 所 (所在地)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		
		氏 名 (名称)											担 当 者	係	
		法人番号又は 個人番号												氏名	
														電話	

次の納税者について、____月分より特別徴収を希望します。

										御嵩町で作成した納入書は(必要・不要)です				
住 所	〒										普通 徴 収 税 額 円	第1期	円	
フリガナ												第2期	円	
氏 名												第3期	円	
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日								第4期	円	
納税通知書の 通知書番号											納付済税額	円 (第 期まで)		

< 注意事項 >

- 普通徴収から特別徴収への切替の場合は、本人が既に納付書で納めた金額を必ずご確認ください。(二重納付になることがあります。)
- 特別徴収の開始を希望する月の前月の10日までに提出してください。なお、お急ぎの場合は税務課課税係までお電話ください。
- 普通徴収の納期限が経過した分については特別徴収に切り替えることができません。
- 当依頼書は、複写してご使用ください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

※処理欄	現年度	新年度	

岐阜県可児郡 御嵩町長 様 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 給与支払者	住 所 (所在地)	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号		(必ずご記入ください)
		氏 名 (名称)											担当者	係	
		法人番号又は 個人番号												氏名	
														電話	

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	〒	〒
フリガナ		
方 書	方 ビル内	方 ビル内
フリガナ		
氏名(名称)		
電話番号	() —	() —
備 考		

■ 所在地・方書・名称には、誤読を避けるために必ずフリガナを記入してください。